

介護保険負担限度額認定申請条件について

負担限度額認定は、所得の低い方が施設サービスを利用する際の補足給付として、居住費と食費の負担軽減制度です。

有効期限は申請した月の初日から翌年の7月31日までです。申請は随時受け付けています。

「1.該当条件」を満たす方は、「2.申請に必要なもの」を持参の上、窓口で申請が必要となります。

また、この制度は1年限りの認定です。現在認定されている方も、年1回申請をする必要があります。期日までに申請がない場合は継続しての認定となりませんので、更新を希望される方は、毎年7月1日から8月31日までに必ず申請をしてください。

1. 該当条件(すべて満たす必要があります。)

- ・世帯全員が住民税非課税である
- ・配偶者が住民税非課税である(内縁を含む)
- ・預貯金等の資産が下記の要件のいずれかである。

負担段階1 生活保護受給者/市町村住民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
⇒生活保護受給者の方等 要件なし

負担段階2 前年の年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が80万円以下
⇒単身650万円以下、夫婦1,650万円以下

負担段階3-① 前年の年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下
⇒単身550万円以下、夫婦1,550万円以下

負担段階3-② 前年の年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が120万円超
⇒単身500万円以下、夫婦1,500万円以下

※2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず
⇒単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

★注意★預貯金通帳は
申請日時時点で記帳をし
てからお持ちください

2. 申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書(窓口で配布します・市ホームページにも様式があります)
- ・預貯金通帳・証券等の写し ※配偶者がいるかたは2人分

※原本をお持ちください。こちらで確認の上、次の内容の写しをとらせていただきます。

- 1.金融機関(表紙)・氏名・口座番号が分かるページ。
- 2.直近6か月の出入金、現在の残高が確認できるページ。定期預金のページ。
- 3.定期預貯金額が分かるページ。(総合口座の通帳等は、定期預金の有無の確認のため定期預金記載欄ページの写しも必要となります。)

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積立購入を含む)など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(最新情報)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告

- ・来庁者本人の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど写真付のものは1点、保険証の場合は診察券等合わせて2点)

不正があった場合にはペナルティー(加算金)を設けます。

必要書類、適用条件など詳しくは以下までお問い合わせください。

問合せ・申請先
〒374-8501 群馬県館林市城町1-1
館林市役所介護保険課介護保険係
電話 0276(47)5133